

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

当社は上記に規定する規則(総件数及び類型別事故件数)について平成 26 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日までに物流・観光バス両事業部共、下記に示す全ての項目に関し報告いたします。

1	自動車の転覆・火災・転落・鉄道車両との衝突等	0 件
2	死傷者又は重傷者を生じたもの	0 件
3	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損 損害賠償補償法施行令第 5 条第 4 項に掲げる傷害が生じたもの	0 件
4	運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続する事が出来なくなった者	0 件
5	かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪(タイヤを除く)又はシャシバネの破損 または脱落により自動車が運行できなくなったもの	0 件
6	前各号に掲げるものの他、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に 必要と認めて報告を指示したもの	0 件
7	車両故障事故	0 件